

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		3
○ 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定（2件）【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		5
○ 指定一般相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		13
○ 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		14
○ 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		15
○ 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		17
	◇ 公 告	
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】		18
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告（2件）【建築都市局折尾総合整備事務所整備課】		19
	◇ 区選挙管理委員会	
○ 北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【門司区選挙管理委員会事務局】		21
○ 北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉北区選挙管理委員会事務局】		23
○ 北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉南区選挙管理委員会事務局】		25
○ 北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【若松区選挙管理委員会事務局】		27

○ 北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡東区選挙管理委員会事務局】	29
○ 北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡西区選挙管理委員会事務局】	31
○ 北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【戸畑区選挙管理委員会事務局】	33

北九州市告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ひろみ苑ハウス 北九州市小倉北区黒原三丁目16番22-101号	株式会社ひろみ苑 代表取締役 上田ひろみ 北九州市小倉北区下富野三丁目4番1号	身体障害者 （肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者及び精神障害者	4017801749
ミタスのコーヒー 北九州市戸畑区中本町8番20号	ミタス株式会社 代表取締役 佐々木元彦 北九州市戸畑区中本町8番20号	特定無し	4016400618

(2) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフサポートしげずみ 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号	株式会社みちくさ 代表取締役 小椋繁雄 北九州市小倉南区重住二丁目4番21号	精神障害者	4027700295

2 指定年月日

令和3年12月1日

北九州市告示第99号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーションはなプラス 北九州市小倉北区三郎丸三丁目11番16号パートナー三郎丸203号室	合同会社大嗣 代表社員 黒木一恵 北九州市小倉北区片野三丁目1番4号	特定無し	4017801772
わくわくヘルパー 北九州市小倉北区昭和町14番5号	合同会社わくわくカオス 代表社員 福田沙矢馨 北九州市小倉北区昭和町14番5号	特定無し	4017801764

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステー	合同会社大嗣	特定無し	4017801772

シヨンはなプラス 北九州市小倉北区三郎丸三丁目11番16号パートナー三郎丸203号室	代表社員 黒木一恵 北九州市小倉北区片野三丁目1番4号		
わくわくヘルパー 北九州市小倉北区昭和町14番5号	合同会社わくわくカオス 代表社員 福田沙矢馨 北九州市小倉北区昭和町14番5号	特定無し	4017801764

(3) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
フィールド湯川 北九州市小倉南区湯川新町四丁目23番1号	株式会社フィールド 代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語及び内部障害）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017702129

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みらふる 北九州市小倉北区下富野一丁目4番23号富野コーポ1階	トレンドサーチ合同会社 代表社員 高場博司 北九州市小倉北区下富野一丁目4番23号富野コーポ1階	特定無し	4017801756

フィールド湯川 北九州市小倉南 区湯川新町四丁 目 2 3 番 1 号	株式会社フィールド 代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六 丁目 7 番 5 号	身体障害者 (肢体不自 由、聴覚・ 言語及び内 部障害)、 知的障害者 、精神障害 者及び難病 等対象者	4017702129
--	--	--	------------

(5) 指定障害福祉サービス事業者 (共同生活援助)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
ときわはうす 北九州市小倉南 区蜷田若園二丁 目 8 番 1 8 号	一般社団法人MYO 代表理事 黒木みよ子 北九州市小倉南区蜷田若 園二丁目 8 番 1 8 号	知的障害者 及び精神障 害者	4027700303

(6) 指定特定相談支援事業者 (特定相談支援)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援センタ ーはぴるす 北九州市八幡東 区前田三丁目 1 1 番 2 0 号豊国 ニュー八幡スカ イマンション 2 0 2 号室	株式会社K P K 代表取締役 大内田省治 北九州市八幡東区前田三 丁目 1 1 番 2 0 ー 2 0 2 号	特定無し	4036600072

(7) 指定障害児通所支援事業者 (児童発達支援)

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
ブルースター	株式会社フィールド	重症心身障	4057700165

北九州市小倉南区下石田三丁目4番34号	代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号	害児	
Nurse care + COCO (ナースケアプラス ココ) 北九州市小倉南区徳力三丁目14番6号1階	株式会社支 代表取締役 渡辺翔吾 北九州市小倉南区湯川新町四丁目20番16号	重症心身障害児以外	4057700173
こぼんはうすさくら若松花野路教室 北九州市若松区花野路一丁目2番3号	株式会社イコアス 代表取締役 白川郁人 北九州市八幡西区吉祥寺町9番25号	重症心身障害児以外	4056500061
TENT 北九州市八幡西区大浦二丁目2番21号	株式会社SOW 代表取締役 尾倉 寧 北九州市八幡西区本城3453番地4	重症心身障害児以外	4056700182

(8) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
かぼすの丘 下曾根 北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号山十貿易テナントビル10号室	株式会社創翔アソシエイツ 代表取締役 若狭敏晴 東京都千代田区岩本町三丁目4番9-903号	重症心身障害児以外	4057700157
ブルースター 北九州市小倉南区下石田三丁目4	株式会社フィールド 代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六	重症心身障害児	4057700165

番 3 4 号	丁目 7 番 5 号		
N u r s e c a r e + C O C O (ナースケア プラス ココ) 北九州市小倉南 区徳力三丁目 1 4 番 6 号 1 階	株式会社支 代表取締役 渡辺翔吾 北九州市小倉南区湯川新 町四丁目 2 0 番 1 6 号	重症心身障 害児以外	4057700173
こぱんはうすさ くら若松花野路 教室 北九州市若松区 花野路一丁目 2 番 3 号	株式会社イコアス 代表取締役 白川郁人 北九州市八幡西区吉祥寺 町 9 番 2 5 号	重症心身障 害児以外	4056500061
T E N T 北九州市八幡西 区大浦二丁目 2 番 2 1 号	株式会社 S O W 代表取締役 尾倉 寧 北九州市八幡西区本城 3 4 5 3 番地 4	重症心身障 害児以外	4056700182

(9) 指定障害児相談支援事業者 (障害児相談支援)

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
相談支援センタ ーはぴるす 北九州市八幡東 区前田三丁目 1 1 番 2 0 号豊国 ニュー八幡スカ イマンション 2 0 2 号室	株式会社 K P K 代表取締役 大内田省治 北九州市八幡東区前田三 丁目 1 1 番 2 0 - 2 0 2 号	特定無し	4076600016

2 指定年月日
令和 4 年 1 月 1 日

北九州市告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフ・フルネス ひかり 北九州市小倉南区沼本町四丁目5番1号	株式会社にちりん 代表取締役 中山貴広 北九州市小倉南区沼本町四丁目5番1号	身体障害者及び知的障害者	4017702137

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労移行支援 コロナスペース 北九州市小倉北区西港町15番12号1階	株式会社架け橋 代表取締役 河本 桂 北九州市小倉南区高野一丁目4番10号	身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017801780

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設	事業者又は施設の設置者	事業の主た	事業所番号
---------	-------------	-------	-------

の名称及び所在地	の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	る対象者	
就労継続支援A型 N a s s e B r i d g e 北九州市小倉北区西港町15番12号1階	株式会社架け橋 代表取締役 河本 桂 北九州市小倉南区高野一丁目4番10号	身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017801780

(4) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 ステップ輝（ひかり） 北九州市八幡西区塔野一丁目1番8号2階	株式会社ジョブ・ブレーン 代表取締役 岡本尚明 北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目16番9号	特定無し	4036700310

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
はぐみい小倉 北九州市小倉南区下貫二丁目2番33号	一般社団法人育H u g m e 代表理事 光根康幸 福岡県京都郡苅田町大字苅田2497番地13	重症心身障害児以外	4057700181
ウィズ・ユーとばた 北九州市戸畑区浅生二丁目11番7号久保ビル2階	有信ルミナス合同会社 代表社員 山本有希 山口県下関市勝谷新町三丁目11番6号	重症心身障害児以外	4056400072

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
はぐみい小倉 北九州市小倉南区下貫二丁目2番33号	一般社団法人育Hugme 代表理事 光根康幸 福岡県京都郡苅田町大字苅田2497番地13	重症心身障害児以外	4057700181
放課後等デイサービス事業所 マーブル 北九州市八幡西区南王子町2番14号	株式会社マーブル 代表取締役 山口直彦 北九州市小倉北区紺屋町8番1号	重症心身障害児以外	4056700190
ウィズ・ユーとばた 北九州市戸畑区浅生二丁目11番7号久保ビル2階	有信ルミナス合同会社 代表社員 山本有希 山口県下関市勝谷新町三丁目11番6号	重症心身障害児以外	4056400072

(7) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 ステップ輝（ひかり） 北九州市八幡西区塔野一丁目1番8号2階	株式会社ジョブ・ブレーン 代表取締役 岡本尚明 北九州市八幡西区星ヶ丘二丁目16番9号	特定無し	4076700048

2 指定年月日

令和4年2月1日

北九州市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による指定一般相談支援事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 MYO 北九州市小倉南区沼緑町四丁目 21番1号	一般社団法人MYO 代表理事 黒木みよ子 北九州市小倉南区蜷田若園二丁目8番18号	特定無し	4037700368

(2) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援事業所 MYO 北九州市小倉南区沼緑町四丁目 21番1号	一般社団法人MYO 代表理事 黒木みよ子 北九州市小倉南区蜷田若園二丁目8番18号	特定無し	4037700368

2 廃止年月日

令和3年11月30日

北九州市告示第102号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
のぞみクラブ 北九州市小倉南区大字高津尾1 19番5号	株式会社望 代表取締役 河原麻希 北九州市小倉南区大字高津尾119番5号	重度心身障害者以外	4057700124

(2) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
のぞみクラブ 北九州市小倉南区大字高津尾1 19番5号	株式会社望 代表取締役 河原麻希 北九州市小倉南区大字高津尾119番5号	重度心身障害者以外	4057700124

2 廃止年月日

令和3年12月15日

北九州市告示第103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項、第51条の25第2項及び第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号、第51条の30第1項第2号及び第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労継続支援B型ライズ 北九州市小倉南区重住二丁目6番62号	株式会社ピュアハート 代表取締役 高田 毅 北九州市小倉北区片野三丁目7番7号	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語及び内部障害）、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者	4017701899

(2) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ラボ 北九州市小倉北区赤坂一丁目1番1号	株式会社アイアス 代表取締役 久保田紘一 北九州市小倉北区浅野二丁目3番1号	特定無し	4037800267

(3) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ラボ 北九州市小倉北区赤坂一丁目1番1号	株式会社アイアス 代表取締役 久保田紘一 北九州市小倉北区浅野二丁目3番1号	特定無し	4037800267

(4) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ラボ 北九州市小倉北区赤坂一丁目1番1号	株式会社アイアス 代表取締役 久保田紘一 北九州市小倉北区浅野二丁目3番1号	特定無し	4037800267

(5) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ラボ 北九州市小倉北区赤坂一丁目1番1号	株式会社アイアス 代表取締役 久保田紘一 北九州市小倉北区浅野二丁目3番1号	特定無し	4077801977

2 廃止年月日

令和3年12月31日

北九州市告示第104号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、児童福祉法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者（共生型放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
デイサービス ベリーの樹 北九州市八幡西 区大平一丁目1 0番10号	株式会社ベリーフィン 代表取締役 生津哲也 北九州市八幡西区大平一 丁目10番10号	重症心身障 害児以外	4056715230

2 廃止年月日

令和4年1月31日

北九州市公告第178号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

3・4・44－200号折尾東西線

3・4・44－198号日吉台光明線（光明工区）

北九州市公告第 1 7 9 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和 4 年福岡県告示第 2 3 5 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－200号折尾東西線	北九州市八幡西区東折尾町及び北鷹見町地内

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目 1 3 番 7 号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第180号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（令和4年福岡県告示第236号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198号日吉台光明線 (光明工区)	北九州市八幡西区折尾一丁目、丸尾町及び光明二丁目地内

- 3 施行者の名称

北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号

北九州市建築都市局折尾総合整備事務所整備課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市門司区選挙管理委員会告示第1号

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 遠山 義 則

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市門司区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市門司区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長及び区役所出張所長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第1号

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 花田 慶一郎

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第4号

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 齊藤敏尋

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長及び区役所出張所長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市若松区選挙管理委員会告示第2号

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木下 秀雄

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市若松区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市若松区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長及び区役所出張所長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 黒野まゆみ

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第2号

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 井 関 貢

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長及び区役所出張所長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第1号

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月18日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 佐々木 正 明

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

（充てる職）

第22条 書記長は、区次長の職にある者をもって充てる。

2 次長は、区役所総務企画課長の職にある者をもって充てる。

3 書記は、区役所総務企画課選挙統計係長及び区役所総務企画課選挙統計係の職員の職にある者をもって充てる。

第24条の見出しを「（職務の代行）」に改め、同条中「又は」を「、又は」に、「代理する」を「その職務を代行する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 次長に事故があるとき、又は次長が欠けたときは、区役所総務企画課選挙統計係長の職にある者をもって充てた書記がその職務を代行する。

第25条の見出し中「書記長」の次に「等」を加え、同条各号列記以外の部分中「書記長」を「次長」に改め、同条第2号中「書記長の専決について」を「次長の専決事項」に、「（昭和43年北九州市訓令第11号）に定める課長（特定課長を除く。）」を「に規定する総務企画課長の専決事項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

書記長の専決事項は、北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）に規定する区次長の専決事項の例による。

第26条第2項を次のように改める。

2 参与は、区長の職にある者をもって充てる。

第26条第4項中「住民基本台帳及び相互通報等」を「選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副参与は、区役所市民課長の職にある者をもって充てる。

第28条中「書記長」を「次長」に改める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。